

住宅耐震補強設計・改修工事補助申込について

【総合的な実施（木造）】

●提出書類

1. かつらぎ町きのくに住宅耐震改修事業（耐震補強設計）補助金交付申請書
（記入例を添付しているので参考にして下さい。）
2. 住宅位置図（付近見取図）
3. 耐震診断結果報告書の写し
4. 耐震補強設計費の見積書
5. 登記簿謄本
6. 町税の納税証明書

●受付期間

令和6年5月1日(水)～ 募集戸数 5戸予定

午前8時30分～午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

※申込者が募集戸数を上回る場合は、公開抽選により決定します。申込第1次〆切を令和6年5月24日（金）とし、公開抽選予定日を令和6年5月31日（金）とします。

また、募集戸数以下の申込数の場合は、引き続き先着順で随時募集とします。

※原則、申請前に設計を行うと補助できませんので事前にご相談下さい。

又、令和7年1月末までに**工事が完了する**ことが条件となります。

※建替え設計・工事を計画される場合は、事前にご相談ください。

※郵便での申込書の提出はできません。

●受付場所

かつらぎ町役場 企画公室 建築契約係 TEL 22-0300(代) 内線2223

●その他

▲補助の対象

- 町の木造住宅耐震診断において、総合評価が1.0未満又は、0.7未満と診断された住宅で、総合評価を1.0以上（一般型）又は、0.7以上1.0未満（避難重視型）とする耐震改修工事を行うための耐震補強設計・改修工事又は、総合評点1.0未満と診断された住宅で現地建替え工事（※1、※2）を行うための耐震補強設計・改修工事で、令和7年1月末までに完了するもの。

- すでに設計の補助金を受けている場合は、補助の対象となりません。

※1 現地建替えの場合、省エネ基準を満たす必要があります。

※2 土砂災害防止法第9条第1項の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域内の現地建替えは補助の対象とできません。

▲補助の内容

補助金額 次の①②の合計額（最大116万6千円）

①耐震改修工事費の40%の額（上限50万円）（※設計費用は含まない）

②耐震改修工事費と設計費の合算した額から①の額を減じた額（上限66万6千円）

※上記耐震改修工事費が不明の場合、別添資料の耐震改修工事費の計算式を用いて、概算費用を算出してください。

▲注意

本補助は、設計だけでなく一連で改修工事まで完了させるものを対象とする「補強設計と耐震改修の総合的な実施事業」となります。年度をまたいで設計及び改修工事を実施することはできません。